

第 3 回
東京都動物愛護管理審議会
会 議 録

平成 1 8 年 1 2 月 2 1 日
東京都福祉保健局

(午前 10時06分 開会)

金丸感染症・環境安全担当参事 それでは、大変お待たせいたしました。まだ何人かお見えではない先生がいらっしゃるのですが、ただいまから第3回東京都動物愛護管理審議会を開会いたします。

委員の皆様には大変にお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。私は、福祉保健局参事の金丸でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。後ほど議事に入りますまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

それでは、会議に先立ちまして定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条第2項によりまして、委員の過半数の出席によって成立することになっております。本審議会の委員数は16名、現在の出席者は11名でございます。定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

では、開会にあたりまして、片岡福祉保健局理事よりあいさつを申し上げます。片岡福祉保健局理事 おはようございます。福祉保健局理事の片岡でございます。

委員の皆様方には、年末の本当にお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

前回10月13日の審議会におきましては、都における今後の動物愛護管理行政のあり方について、中間のまとめを頂戴したところでございます。本日は、いよいよ本答申をいただく次第となりました。この間、林委員長をはじめ、小委員会の委員の皆様方には、大変短い期間の中でパブリックコメント等も踏まえ、密度の濃いご議論により答申案をおまとめいただき、まことにありがとうございます。

前回のごあいさつでも申し上げましたが、都の状況は、動物愛護に関する都民意識の高まり、地域での取組の活発化という反面、飼い主のマナーの問題、あるいはペットショップ等での管理のトラブルの問題など、東京都動物愛護管理条例の理念でございます「人と動物の共生社会実現」のためには、まだまだ取り組むべき課題が山積いたしております。

本審議会からちょうだいいたします答申は、これらの課題にこたえるとともに、改正動物愛護管理法に基づきます都の動物愛護管理推進計画の基本となるものでございまして、まさにこの節目の時期にふさわしいものと大いに期待しておるところでございます。

東京都といたしましては、今後、本日の答申、また審議会におきます委員の皆様方のご意見を真摯に受けとめまして、都がこれまで全国に先駆けて取り組んでまいりました動物愛護管理行政施策をさらに発展させていきたいと存じております。

委員の皆様には、本日限られた時間ではございますが、どうぞ、ご議論、ご検討を賜りまして、ご答申をおまとめいただきたいと思いますと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

金丸感染症・環境安全担当参事 では、早速議事に入ってまいりたいと存じますが。

本日は、関会長がご欠席でございますので、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第15条第4項により、あらかじめ指名されております林副会長に会長の職務代理をお願いいたします。

では、これからの進行につきましては、林副会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

林副会長 規定によりまして、本日、会長の職務代理をいたします林でございます。どうぞよろしく願いいたします。皆様のご協力をいただきまして、審議会を円滑に進めたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以後、座って進めさせていただきますが、本日は、傍聴を希望される方がおられます。それでは、ただいまから入っていただきます。

よろしいですか。それでは、議事に入ります。

本日の議題は、お手元にあります小委員会から提出されたものでありますけれども、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（答申案）。これをご審議いただき、当審議会の答申を提出するというものでございます。私、小委員会を代表して申し上げますが、この答申案は、前回の審議会で出した中間のまとめについてパブリックコメントを実施した結果、また第2回の審議会での論議を踏まえて、11月30日に行われた小委員会で検討し、作成したものでございます。

この案では、中間のまとめで示した五つの取り組むべき主な課題について具体的な施策の方向をまとめております。また中間のまとめでは家庭動物を中心に検討してまいりましたが、委員や都民の意見として、災害発生時における実験動物への対応についても言及すべしとのご意見をいただきましたことから、それも追加いたしました。

それでは、この内容を事務局から説明していただきたいと思っております。説明は一括して最初にやっていただき、質疑はまとめて後ほど行うということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、お願いいたします。

金谷連絡調整担当副参事 東京都福祉保健局健康安全室の金谷でございます。私の方から資料のご説明を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以後、座らせていただきまして説明させていただきます。

この資料でございますが、今も林副会長からもございましたように、10月13日に第2回の審議会での中間まとめ以降、パブリックコメントを行って得られた意見ですとか、委員の皆様のご意見を反映させていただいて、この小委員会で確認していただいた結果をもとに作成された答申案でございます。こちらについてご説明させていただきます。

皆様のお手元に資料の1から3まで配付させていただきました。お手元の資料2をごらんください。

こちらはパブリックコメントの結果でございます。

中間のまとめを公表しました10月13日から15日間、10月27日までパブリックコメントを行い、意見の募集を行いました。

寄せられた意見の概要でございますが、電子メールで48通、ファクシミリで9通、合計57通の意見が寄せられました。またお一人で複数の意見を寄せていただいた方もいらっしゃいますので、述べ件数といたしましては130件の意見が寄せられております。

主な意見の例といたしまして、趣旨を盛り込んだもの、それから既に、本文にいただいた意見の趣旨が含まれているもの、残念ながら意見の趣旨を取り入れられなかったものなど代表的な意見の例をこちらに記載させていただきました。

趣旨を盛り込んだものの主な意見の例ですけれども、飼い猫の不妊・去勢手術ですとか、周知・助言、動物取扱業、大学研究機関等の犬の登録の徹底、動物取扱業の監視指導の強化に関するもの、災害時に備えた実験動物を扱う施設等の把握に関するもの。このようなところが、今回、パブコメの後に趣旨を盛り込ませていただいたものでございます。

また、既に本文に趣旨が盛り込まれているものとは、子猫を飼養可能なボランティア団体との協力によって譲渡を拡大していくことですか、首輪、鑑札等の個体識別を進めていくような対策を取っていくということでございます。

それから、趣旨を取り入れられなかったものとは、マイクロチップの義務化とか、それから動物の致死処分数につきましては「殺処分ゼロ」を目指すというようなことのご意見もありましたが、こちらにつきましては、残念ながらこの趣旨は盛り込めないというところでございます。

こちらの資料2の2枚目以降でございますが、寄せられた意見ごとに中間のまとめの本文中の該当する箇所、意見の概要、寄せられた意見に対しての対応はどのようなものか。それから同様の意見が多数ございまして、その場合に、その数が何件あったかというのを右側の列に表示してございます。130件の意見すべてをこちらに記載させていただきましたので、内容につきましては、また後ほどごらんいただければと思います。

以上が、資料2の説明でございます。続きまして、資料3をごらんください。

これは生活文化局が11月に公表いたしました都政モニターアンケート「東京におけるペットの飼育」、そのアンケート結果でございます。

こちらはインターネットを使い都政モニターを対象といたしまして、ペットの飼育状況、飼い主のいない猫対策、都への要望などについて聞いたものでございます。

調査結果のポイントといたしましては、上から四つ目の になりますけれども、飼い主のいない猫対策への参加意向といたしましては、「今後参加したい」という方が16%、「参加したくない」が50%、「わからない」という方が33%あったということです。私どもで進めてまいりました飼い主のいない猫対策につきましては、まだ周知が十

分ではないのかなと考えております。今後この飼い主のいない猫対策を進めるに当たりましては、一般の方にもっと周知していくような、理解が得られるような取組をしていかなければならないということが伺われる結果でございます。

もう一つはペット業者に望むことといたしまして、第1位は「ペットの飼い方や感染症の防御方法等を説明すること」で、事業者からきちんと説明してもらいたいという方が64%あります。それから第2位といたしまして「危険な動物の販売やインターネット販売など安易な販売をしない」という意見が56%の方から出されております。

もう一つは、都への要望ということで、第1位が「ペット業者の監視指導の強化」。第2位は「動物の感染症予防対策」。第3位といたしまして「犬の登録・狂犬病予防接種の徹底」ということでございます。

この都政モニターアンケートの結果は、中間のまとめ以降、今回の答申案をまとめるに当たりましてデータの一部を活用させていただいております。

具体的な内容につきましては、また後ほどごらんいただければと思います。

このようなデータ等も活用いたしまして、答申案としてまとめたのが、この資料1でございます。

答申案は枝番が振ってありますけれども、資料の1-1、1-2、1-3とございます。

委員の皆様には、事前に郵送致しまして、ごらんいただいたところですが、表現の修正等がございますので、本日配付させていただいた答申案でごらんいただくことをお願いいたします。

まず資料の1-2をごらんください。

2ページ以降をごらんいただけますでしょうか。この資料の1-2ですが、こちらは委員の皆様のご意見、それからパブリックコメント等による都民意見に基づき、追加削除したものでございます。またそれに伴いまして、その文章の前後で語句修正等を行っております。中間のまとめの本文、こちらに追加をした部分は、この下線を引いてあるところでございます。逆に削除したものは二重線で消してあるところでございます。

どういうところが、主に追加もしくは削除したかを資料の1-2でご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして4ページをごらんください。犬の狂犬病予防注射接種率の低下のところですが、この11月に海外で犬にかまれた人が狂犬病を発症して亡くなるという事件がございました。

この事件を受けまして、犬の登録、~~犬~~狂犬病予防に関する記述を追加させていただいております。

それから、参考までに、皆様のお手元にこの審議の内容と直接かかわりはございませんけれども、このようなカラーのリーフレットを配付させていただきました。従来から犬の登録ですとか、狂犬病予防注射の実施の徹底につきまして、さまざまな媒体等を使

って周知徹底を図ってございましたけれども、こちらはこのたびまた改めてつくりましたリーフレットでございます。参考までにお配りさせていただきました。

13ページをごらんください。13ページは、動物取扱業に対する指導でございます。こちらにつきましては、前回の土屋委員をはじめといたしまして、委員の皆様や、それからパブリックコメントにおきまして、動物取扱業の監視については、東京都が引き続いてやっていくべきであるというご意見が示されたところでございます。

また都政モニターアンケートにおきまして、ペット業者に望むこと、それから都への要望といたしまして、ペット業者の監視等の強化ということもございました。

そこで、中間のまとめのときよりも内容をさらに三つに分けて、「監視指導の規模と内容」、それから「動物愛護管理法の改正に伴う指導」、それから「動物取扱責任者研修」、このように三つに分けて、動物取扱業に対する指導の記載を、より詳しくしたところでございます。

それでは17ページをごらんください。区市町村における動物愛護管理への取組ですけれども、自治体による先進的な取組の例といたしまして、この下線部分のように、具体的に追加いたしました。

それから18ページ、7.産業動物及び実験動物への対応は、新たに追加した項目でございます。前回の審議会におきまして、土屋委員からも、災害時における実験動物への対応を適切に行うためには、まず第一に実態把握等が必要ではないか、それから実験動物施設での犬の登録、狂犬病予防注射について把握が必要だというご意見をいただいております。

また、実験動物以外にも、山口委員からも産業動物の災害対策につきましては、どのようにやっているのかというご意見が示されたところでございます。小委員会でご検討いただいたことを対策に盛り込むに当たりましては、まず、現状の対応はどのようなものかということに記載する必要があるため、この現状のところ、項目を一つ起こして、まずは産業動物、それから実験動物への現状と対応というところを盛り込んだところでございます。

それから19ページをごらんください。動物由来感染症対策です。前回も崎田委員から、「動物由来感染症」とか「人と動物の共通感染症」といった呼称を統一できないかというご意見が出されておりました。

動物愛護管理法では「人と動物との共通感染症」という言葉が使われておりますが、今回は福祉保健局といたしまして、ペットと人との距離が近づいていく、感染の機会が増大していくという観点から、「動物由来感染症」と、こういう言葉を使用させていただきたいと考えております。ご了承をいただきたいと思います。

それから21ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらのページの、上の方の部分ですけれども、災害発生時対策の一つといたしまして、動物取扱業者、産業動物の管理者等による動物の保護と人への被害防止のことやそ

れから有害な病原体を接種された実験動物が施設から逸走した場合の問題について、こちらで対策といたしまして追加しております。

それから22ページをごらんください。こちらの動物愛護推進総合基本計画、これは東京都における現行計画でございます。こちらの下の方にありますけれども、「国の定めた基本指針に基づいて都道府県は区域の動物愛護管理推進計画を策定する」という義務について書かせていただいております。

それから26ページ以降になりますが、こちらが第4、東京都における今後の動物愛護管理行政の方向、その取り組むべき主な課題ということであります。

この(1)の「飼い主の社会的責任の徹底」ですけれども、不妊去勢手術の必要性ですとか、高齢動物の世話、狂犬病予防対策、猫の屋内飼育などの三原則。あと、無責任なエサやりの問題や飼い主責任について、できるだけの記事を追加いたしました。

ただ、27ページの中ほど以降ですけれども、中間のまとめの段階では施策の方向といたしましては、適正飼養の普及啓発の強化というような、項目だけを示しておりましたけれども、こちらの答申案では、その具体策として、このように記したところのように施策の内容を示してございます。

すべての委員の皆様のご意見を、この課題のところで紹介するということとはできないのですけれども、それはご了承いただきたいと思っております。

以上が見え消し版、この資料の1-2で追加もしくは削除を行ったところの説明でございます。

それでは資料1-1をごらんください。あわせてA3横長の資料の1-3をごらんいただきたいと思っております。

資料の1-2は見え消し版でしたけれども、1-1は見え消し版から、下線、二重線部分、こちらを削除して答申案の形にしたものでございます。

この横長のA3版ですが、こちらはその答申案の骨子を示したものでございます。

この横長の「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について(答申案)」の概要、こちらで全体の構成をご説明させていただきたいと思っております。

まず左側の囲みですが、「動物愛護管理の現状」ということで、第1の「動物飼養の現状と社会状況」。それから第2の「動物愛護管理行政の現状」。そして第3の「動物愛護推進総合基本計画の達成状況」。こちらの主な項目を示してございます。右側の3分の2ですけれども、今後の動物愛護管理行政の方向を示しております。

上の方の、横長の囲みですが、この「人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて」ということで、「家族の一員」から「地域の一員」へと、このキーワードと基本的な考え方を示してあります。そして矢印の下の方の囲みですが、東京都の役割でございます。

それから下の方に五つの囲みがございます。「飼い主の社会的責任の徹底」。そして「事業者の社会的責任の徹底」と、それから「地域の取組への支援」。そして「致死処分

数減少への取組」。「都民と動物の安全確保」。この五つの主な課題を示しました。

これは、全体といたしましては五つの課題に取り組むことによりまして、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指すということをあらわしております。施策の方向とその具体的な内容につきましては、答申案の中には具体的施策を多数記載しておりますけれども、この概要版の中では、これまであまり取り組まれていないものとか、代表的なものを抽出して記載しておりますので、そちらについてご説明申し上げます。

まず、飼い主の社会的責任の徹底でございますけれども、一つ目としましては、適正飼養の普及啓発の強化。この中身としましては、今後、ドッグランや動物病院等の、犬の飼い主・その他の動物の飼い主の皆さんが利用するような施設でも、普及啓発活動を拡充していくということでございます。

それから犬の登録・狂犬病予防注射接種率の向上ですが、この事務自体は、区市町村の事務ということになりますけれども、東京都といたしましても一層犬の登録が進むように、また狂犬病予防注射の接種率が向上するように、区市町村の支援も含めまして取り組むべきであるということでございます。

特に、最も効果的だと今のところ考えられますのが、区市町村によりましては、動物病院での登録や予防注射済票の交付事務を代行しているところがありますけれども、こちらは利用者にとっては、非常に利便性が高いということで、こちらを拡大していくように、区市町村や獣医師会にも働きかけをしていくべきであるということでございます。

それから高齢動物の飼養に関する普及啓発ですけれども、ペットを飼うと、動物が高齢になった場合の世話ですとか、それにかかる医療、さまざまな問題がございます。それに関するあり方を、今後、獣医師会や動物愛護団体等と検討していく必要があるということでございます。

それから、右側の事業者の社会的責任の徹底ですが、今後は動物取扱業の監視を一層強化する必要がございます。そのためには、評価基準に基づきまして重点監視を実施するとか、事業者から購入者に対しまして、ペットを飼う際の飼い主の自覚と、世話ですとか、高齢になったときの問題ですとか、治療に係る問題、そういうことについて、その負担に関する説明責任を徹底するように、東京都は事業者の指導を進めていくべきであるということでございます。

それから動物取扱業の資質の向上、幾つかございますけれども、その優良な取扱いについて、モデル事業を検討していくのが効果的ではないかということでございます。これは事業者団体ですとか、愛護団体等との協議が必要になりますが、法律に定められた説明事項だけではなく、より適切な販売の方法ですとか、ストレスの少ない展示の方法、もしくは販売の方法や購入者に対してのアドバイスの方法等に関してよりよいモデル的なものを今後検討していくということでございます。

それから動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援ですが、東京都は非常に特徴的なんですが、ペット関連の学校が非常にたくさんあります。なかなか動物愛護管理法です

とか、感染症法、狂犬病予防法などに対するカリキュラムが十分ではないのではないかとのご指摘をいただいております。その動物関連の学校の講師の方を対象とした研修ですとか、必要な資料提供等の支援を行っていく必要がございます。

次に地域の取組への支援でございますけれども、動物愛護推進員の活動、こちらが一層区市町村と連携するような支援でございます。

それから集合住宅における動物の適正飼養の推進。現在、マンション等で動物が飼えるようなところも非常にふえています。そこで、東京都は平成6年に動物飼養モデル規程をつくりましたが、これをさらに現在の状況に合うような形に整備いたしまして、マンションの販売会社ですとか、管理会社へ周知をするということが非常に効果的ということでございます。

それから高齢者の動物飼養への支援の検討でございますが、おひとり暮らしの高齢者の方が病気になったりした場合にペットが放置されてしまうという問題が、今後ふえてくるとお考えですので、ボランティアさんたちと協働いたしまして、地域別に預けるような仕組みがつかれないかを検討すべきであるということでございます。

それから、地域の飼い主のいない猫対策、これは進んでいるところ、そうでないところ、非常にばらつきがございますが、今後、一層、都内で地域の飼い主のいない猫対策が拡充していくように必要な支援等をしていくということでございます。

それから、致死処分数減少への取組でございます。これまでも、東京都は引取り数が減るように、それから現行のハルスプランにおきましても、致死処分数を50%減らすというような具体的な目標を掲げて取り組んでまいりました。全国に比べると引取り数や、それから処分数が、非常に低いところでございます。このような中で、さらに引取り数を減らしていくとか、それから処分数を減らしていくというのは非常に困難なことであると思っております。

さらに引取り数が減少すれば、譲渡可能な動物の割合も少なくなると考えられますが、さらなる譲渡の割合の増加を図り、犬や猫の処分数を減らしていくことに取り組んでいくことが非常に重要だとのことでございます。

そのために、まず仕組みづくりの一つといたしましては、ボランティア団体との連携・協働。こちらは現在でも行っておりますけれども、今後、一層その拡大を進めていくということでございます。それから現在の計画、ハルスプランは、かなり達成状況が良好でございますけれども、今後、新たに、法律に基づいた東京都の動物愛護管理推進計画を策定するに当たりまして、10年後の目標といたしまして、この右側の囲みでございますように、まず引取り数を半減するとあります。これは国の基本指針でも示されているところでございます。その中で致死処分数を55%減らしていく。

国の基本指針では引取り数の半減とともに致死処分数の減少ということが言われておりますが、引取り数を半減して、さらに致死処分数を今以上に減少させないと、当然、処分数は減少いたしませんので、その処分数といたしましては55%の減少ということ

ころを目標としているところございます。

それから犬の返還・譲渡率。これも、現在かなりボランティアさんたちの協働が進んでおりまして、高い割合で返還・譲渡がなされておりますけれども、こちらを85%以上にするというところでございます。

「原則譲渡」というと、100%ではないのかというふうに考えられるかもしれませんが、例えば、非常に高齢ですとか、それから非常に重大な障害を持って東京都に収容されるとか、どうしても譲渡ができないという可能性も当然あるわけでございますので、現在の状況を考えますと85%というところが、かなり厳しいのではないかと考えております。

猫の返還・譲渡率につきましては、ハルスプランでは3%という目標が出ておりましたが、17年度実績は4.2%まで拡大しております。こちらも全国に比べると非常に高い実績であるとは考えておりますけれども、「10%以上」と目標を設定させていただきました。これも、本当に現場から言いますと大変高い目標であり、ハードルは高いと考えておりますが、これは飼い主のいない猫対策等を進めることや、飼い主による不妊去勢手術ですとか適正な飼養、これもあわせて進めることにより、引取り数そのものを削減し、またボランティアとの協働の拡大により取り組んでいくことが必要でございます。

それから五つ目ですけれども、都民と動物の安全の確保でございます。まずは動物由来感染症への対応能力の向上です。都には、福祉保健局以外にも動物関係の事業を行っている局が多数ございますので、これまで以上に関連局との連携を強化し、狂犬病等の発生を想定した訓練の実施等を進めていくことが必要です。

それから、感染症発生時に備えての動物の隔離や検査。こちらが円滑に進むように機能の強化等も必要でございます。それから災害が発生した場合の動物救援機能等の強化でございますが、動物救援本部が立ち上がって、動物の保護等を行いますけれども、その収容施設には一定のキャパシティがございますので、日ごろからボランティアとのネットワークを構築しておいて、そこから円滑に一時譲渡ですとか、一時預かりのボランティアに引き継ぎがなされるような体制を進めていくことが必要でございます。

それから実験動物ですとか、そのほかの産業動物につきましても、災害時を想定いたしまして、日ごろから発生に備えた取組を進めていくことが必要ではないかと。特に実験動物施設につきましては、これまでも、私どもの方で把握するということができておりませんので、その災害対策の前に、まずは現状の施設等の把握をすることが必要になってまいります。こちらは全く新しい項目でございます。

そのほかにも産業動物、それから動物取扱業の取扱動物、動物園等の展示動物につきましても、事業者が適切に対応していくことが必要になってまいりますので、そこでの対策が推進するように東京都は必要な働きかけですとか、普及啓発を行っていくべきとこのことでございます。

以上、このような五つの取組を積極的に進めていくことによりまして、従来のハルスプラン以上に、飼い主や事業者の社会的責任の徹底ですとか、地域の取組の支援、引取り数の削減や譲渡の拡大、感染症対策、そして災害対策、これらを一層進めることによりまして、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を推進していくことが今後の方向ということになります。

大変雑駁でございましたけれども、私からの説明は以上でございます。

林副会長 ありがとうございます。

それでは、この答申案並びにそれに付随してご説明いただいたものにつきまして、委員の皆様方からご質問、あるいはご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

中間のまとめに比べまして、随分たくさん加えていただいたと思うのですが、内容も豊富になっています。事務局の方では本当にこの審議会ぎりぎりまで手を加えていただいて、ほぼ完璧なものではないかと思いますが、しかし、ご意見やご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

恐らく、この方向は、今年の6月から施行されています動物の愛護及び管理に関する法律に基づいた基本指針に基づく実施計画に相当するものでありますけれども、これは全国の見本になるものだろうというふうに思います。これが今後の日本の動物愛護管理行政を率いていくのではないかというふうに思いますが、ご意見、ご質問ないようですので、いかがでしょうか。

それでは、このまま原文のとおり審議会の答申とさせていただきたいというふうに思いますが、ご賛同いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

林副会長 どうもありがとうございます。

ただいま委員の皆様のご賛同をいただきましたので、本案を正式な答申とさせていただきますと思います。

委員の皆様には長期間に渡りまして熱心にご審議いただき、まことにありがとうございました。議事を終了いたしまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

金丸感染症・環境安全担当参事 林副会長、どうもありがとうございました。

では、答申につきまして皆様からご了承いただきましたので、ただいまから案の取れたものと、答申書の写しをお配りさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

(答申書配付)

金丸感染症・環境安全担当参事 それでは、皆様のお手元に渡ったようでございますので、これより林副会長から山内福祉保健局長に答申をお渡しいただきます。

林副会長、局長、よろしく願い申し上げます。

林副会長 東京都知事 石原慎太郎様。

東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（答申）。

平成18年2月10日付17福保健衛第922号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

東京都動物愛護管理審議会会長 関 哲夫。

会長代理 林 良博。

どうぞよろしく申し上げます。

金丸感染症・環境安全担当参事 では、ここで山内福祉保健局長よりごあいさつを申し上げます。

山内福祉保健局長 福祉保健局長の山内でございます。

ただいま林会長代理より、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方についての答申を頂戴いたしました。2月の諮問以降、委員の皆様には大変精力的にご審議をいただきまして、本答申をまとめていただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

ただいまいただきました答申には、「家族の一員から地域の一員へ」をキーワードとした施策を展開いたしまして、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指していくという、さらに一歩進んだ理念が示されております。その上で都の役割や飼い主、事業者の社会的責任、地域の取組などと、委員の皆様の豊かな学識と経験に裏打ちされました先進的、かつ具体的な提言が多数盛り込まれていると存じております。

東京都は、この答申や審議会での委員の皆様方のご意見を真摯に受けとめまして、これまで取り組んでまいりましたさまざまな施策の、さらなるステップアップを図りまして、本年度内に策定する東京都動物愛護管理推進計画に反映させますけれども、そのためには、これからも、引き続き委員の皆様方のご支援、お力添えを賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、御礼のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。どうもご苦労さまでございました。

金丸感染症・環境安全担当参事 以上で本審議会終了でございます。

委員の皆様には本当に長期間にわたりまして多大なご協力を賜りまして、事務局といたしましても心より御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

皆様方からこの審議を通じましていただきました数々のご意見、私どもにとっても大変な宝でございます。これから計画策定の中でそうしたご意見を踏まえまして、さらにより計画づくりに向けて努力をしてまいりたいと思います。引き続き東京都の動物行政に皆様方、多大なご支援、それからご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、今回の東京都動物愛護管理審議会を終了させていただきます。皆様、本当にありがとうございました。

（午前 10時56分 閉会）